

## 社員の懲戒処分について

平成30年4月27日  
阪神高速トール大阪株式会社

弊社料金所スタッフに対して以下の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

- 1 懲戒処分の内容  
停職（2日） 平成30年4月27日付け
- 2 懲戒処分の理由  
服務規律に違反し、情状が重いため

弊社といたしましては、今回の事態を真摯に受け止め、更なる社員への指導・監督の強化に努め、今後とも服務規律の遵守を徹底してまいります。

以 上